

建築基準法第44条第1項第2号ただし書き許可に係る一括同意運用基準及び一括同意手続きについて

議決 平成23年1月26日
宇部市建築審査会

(目 的)

1 建築基準法第44条第1項第2号ただし書き許可に際し、公益上必要で、通行上支障がないと認められるバス停留所上屋及び有料道路の維持管理施設（安全通路）に対しては、用途及び構造等に同一性が見込まれることから、基準を定め一括同意とし、許可手続の効率化を図ることを目的とする。

(基 準)

2 公益上必要な建築物は、次のとおりとする。

(1) バス停留所上屋

① 適用範囲

道路内に建築されるバス停留所上屋で、公益性を有し通行上支障のないと認められるもの。

② 構造及び規模

鉄骨造1階建てのもの。

(2) 有料道路の維持管理施設（安全通路）

① 適用範囲

有料道路の道路管理者が料金所付近に設置する道路維持管理施設（安全通路）で、公益性を有し通行上支障のないと認められるもの。

② 構造及び規模

鉄骨造2階建てのもの。

(手 続)

3 許可同意案件は、一括同意案件とし、2の基準により宇部市都市政策部建築指導課が処分し、事後に宇部市建築審査会に報告することとする。

附 則

この基準は平成23年4月1日から適用する。

附 則

この基準は令和4年4月1日から適用する。